

農政課管理集会施設の利用に関するガイドライン

令和4年11月1日

結城市経済環境部農政課

1 対象施設

絹川地区多目的集会施設
上山川就業改善センター
江川地区多目的集会施設
農業者多目的運動施設
農産物加工実習施設

2 利用の見合わせ

以下の事項に該当する方は、利用を見合わせてください。

- ① 体調がよくない場合。
- ② 同居家族や身近な人に、感染が疑われる方がいる場合。
- ③ 海外から帰国・入国した方で、政府が指定する待機期間を経過していない方。

3 守っていただく事項

- ① 正しくマスクを着用すること（鼻やあごもしっかりカバーする）。
- ② こまめな手洗い、アルコール消毒による手指消毒をすること。
- ③ 密な状態にならぬよう、利用者同士の適切な距離（なるべく2m）をとること。
- ④ 室内のこまめな換気を行うこと。
- ⑤ 飲食をする場合、上記の内容を守っていただいた上で、マスクを着用しないときは会話を控えること。また、会話をするときは、必ずマスクを着用すること。

*利用後、新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、
農政課まで（45-5177）、濃厚接触者の有無等を報告してください。